

## 特定業務共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 中標津町発注に係る 委託業務（当該業務内容の変更に伴う変更後の業務を含む。以下「設計業務」という。）の受注

(2) 前号の事業に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、 特定業務共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を 置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、設計業務の委託契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当企業体は、設計業務を受託することができなかつたときは、前項の規定にかかわらず、設計業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体の代表者は、 とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、設計業務の履行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、設計業務について、発注者と契約内容の変更等があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 %

商号又は名称 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参考のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、設計業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、設計業務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 銀行 店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、設計業務の委託契約の履行後、設計業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務履行途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が設計業務を完了するまでは、脱退することができない。

2 構成員のうち設計業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が連帯して設計業務を完了するものとする。

3 第1項の規定により、構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退した構成員には、利益金の配当は行わない。

(設計業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが設計業務途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、設計業務につき契約不適合があったときは、各構成員は、共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 特定業務共同  
企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺  
印し、正本については構成員各自が所持し、副本については競争入札参加資格審査申請のため  
中標津町長に提出する。

令和 年 月 日

⑩

⑩